

# 東大阪市立社会教育センターの施設・設備利用要綱

東大阪市立社会教育センター（以下＝「社会教育センター」という。）の施設・設備利用は、「東大阪市立社会教育センター条例」および「東大阪市立社会教育センター条例施行規則」に基づいて許可されています。

施設・設備をご利用されるにあたり、必ずご一読いただき、「条例」・「条例施行規則」を遵守のうえご利用ください。遵守されない行為が発生したときには、使用を許可しない場合があります。また「使用許可書」発行後でも、使用を取り消す場合もありますので、ご注意ください。

## 1 趣旨及び禁止事項

社会教育センターは、広く市民の社会教育活動の振興を図るために開設され、無料でご利用いただけます。しかし条例等で、①営利・営業を目的とした使用、②政治的・宗教的集会、若しくはそれに類する行為のための使用はできません。

## 2 開館時間等

社会教育センターの開館時間は、「午前9時から午後9時まで」です。

ただし、日曜日は「午前9時から午後5時まで」です。

なお、使用時間帯は下記のとおりです。時間厳守にてご利用ください。

■朝:午前9時から正午    ■昼:午後1時から午後5時    ■夜:午後6時から午後9時

## 3 休館日

休館日は次のとおりです。

但し、必要があると認められたときは、変更し、又は臨時に休館することがあります。

- ① 月曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 1月2日から4日まで 及び 12月28日から31日まで
- ④ 臨時の休館日（不定期）

\*また、社会教育センター主催の事業等で、使用できない日や時間帯もあります。

#### 4 「社会教育センター利用団体概要書」の提出について

次の要件をすべて満たす市民の自主的な生涯学習活動であれば、社会教育センターを利用することができます。新規に社会教育センターを利用される団体は、社会教育センター窓口「社会教育センター利用団体概要書」を提出してください。

団体登録の有効期間は2年間です。

- ① 1階及び2階⇒5名以上であること。  
3階の視聴覚室⇒実使用人数が10人以上に限ります。少人数でのご利用はできません。
- ② 会員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であること。
- ③ 代表者または連絡者が東大阪市民であること。
- ④ 会員の総意で運営されていること。
- ⑤ 企業等の事業活動でないこと。
- ⑥ 主に東大阪市内で活動している（する）こと。
- ⑦ 大音量の楽器演奏、大きな振動や騒音・悪臭を伴わないこと。

なお、ご提出いただいた「社会教育センター利用団体概要書」に従って、簡単な利用資格の審査を行います。当該月の15日までに「利用団体概要書」をご提出いただきますと、月末に行う審査を経て、団体登録が承認される運びとなり、翌月の1日から「使用許可申請」を行っていただくことができます。

#### 5 登録の取り消し

登録された団体が次のいずれかに該当する場合には、社会教育センター利用団体としての登録を取り消されることとなります。

- ① 登録団体が虚偽の申請により登録をした場合
- ② 登録団体が登録の要件を欠くに至った場合
- ③ その他、登録団体としてふさわしくない行為があったとき

#### 6 使用許可の申請等

- ① 使用許可を受けようとする者は「使用許可申請書」（様式第1）の提出が必要です。
- ② 申請は、使用予定日の3ヶ月前から3日前までと定められています。

＜例＞5月10日に使用したいとき（申請期間は以下のとおり）

■3ヶ月前⇒2月10日の午前9時から（この日が休館日の場合は翌日）

■3日前 ⇒5月7日の午後9時まで

- ③ 教育委員会が特に必要があると認めるときは上記の規定は適用されません。
- ④ 受付時に使用希望が重複したときは抽選となります。
- ⑤ 休館日、閉館日につきましては、翌日の受付とします。
- ⑥ 1人の申請で、複数の受付はいたしません。
- ⑦ 電話での使用許可申請はできません。直接、社会教育センターで「許可申請」を行ってください。
- ⑧ 3ヶ月前の当日分のみ、2つの時間帯にまたがっての部屋の許可申請はできません。
- ⑨ 「使用許可申請」の受付は1団体（一人）につき、1日・1件・1室のみです。

（注. 「1件」とは2つの時間帯にまたがることは可能です）

## 7 「使用許可書」

---

使用を許可したときは、「使用許可書」を交付します。

## 8 遵守事項

---

許可を受け施設・設備を利用される場合は、次の事項を必ず守ってください。

また、利用にあたっては職員の指示に従ってください。

- ① 許可目的以外での使用はできません。
- ② 使用の権利の譲渡・転貸はできません。
- ③ 使用許可のない施設・設備等は使用しないでください。
- ④ 火災及び盗難にはくれぐれも留意ください。
- ⑤ 机、イス等使用後は、速やかに原状に復し、清掃してください。
- ⑥ 館内・室内で飲酒・喫煙はできません。また、食事の必要がある場合には、1階のロビーをご利用ください。(室内での食事はご遠慮ください)
- ⑦ 社会教育センターには駐車場がありません。自動車での来館はご遠慮ください。
- ⑧ ペットボトル・空缶・ゴミ等は持ち帰ってください。ご協力をお願いします。
- ⑨ 館内の施設・設備の破損等については、弁償していただくこととなります。
- ⑩ 館内の施設で、各団体の所有物は、常時置くことはできません。

## 9 使用許可の制限

---

- ① 館使用1時間前の時点(例. 使用時間帯が午前9時～正午の場合→午前8時時点)に特別警報・台風による気象情報により警報が発令されたときは閉館とし、代表者にその旨、連絡いたします。

なお、館使用中に上記の警報が発令された場合は、安全を確認して閉館といたします。安全が確保できない場合は、館に一時避難していただき、地震の場合は状況に応じて長堂小学校校庭へ避難誘導いたします。

- ② 連続3日間の「使用許可申請」はできません。ご注意ください。
- ③ 3階の視聴覚室は、その利用目的から使用を許可しない場合もあります。詳細については、社会教育センター職員にご相談ください。